

米国相互関税アップデート：新たな国別関税の発動

July 2026

In brief

米国大統領は 2026 年 7 月 24 日、1974 年通商法第 301 条に基づき、強制労働により製造された製品の輸入禁止措置が不十分として、日本、欧州、中国など 60 カ国・地域からの輸入品を対象とし、10～12.5%の関税を課す大統領覚書を発表¹しました。本関税は石油・ガス、食品、肥料など一部品目を除いた米国輸入品の 99.4%を対象²とし、7 月 24 日午前 0 時 1 分(米国東部時間)から発動されました。日本製品には 12.5%の関税が適用され、すでに最恵国待遇(Most Favored Nation: MFN)関税として 12.5%以上の関税が設定されている品目には、新たな関税は上乗せされません。また、自動車、鉄鋼、アルミニウムなど、通商拡大法第 232 条に基づく関税の対象品は、今回の新たな国別関税の対象外です。

また、米国大統領は 2026 年 7 月 20 日に 1962 年通商拡大法第 232 条に基づくアルミニウムへの追加関税に関して、米国に投資を行う企業に対する関税の軽減措置を設けることを発表³しました。現在、輸入アルミニウムには 50%の追加関税が課されていますが、米国内でアルミニウム工場の建設、拡張または改修計画を米国政府に提出し、その承認を受けた場合完工後の生産量に相当する分の輸入一次アルミニウムに対する関税が半減されます。

In Detail

米国通商代表部(United States Trade Representative: 以下、USTR)は、2026 年 3 月 12 日に、世界の 60 カ国・地域について、強制労働により生産された製品の輸入を禁止または排除するための措置が取られていない、または不十分であるため、米国の通商を阻害または制限している可能性があるとして、通商法第 301 条に基づく調査を開始しました。今回の措置は、当該調査結果を踏まえ、対象国・地域からの輸入品に追加関税を課すものです。

¹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/07/actions-by-the-united-states-in-the-investigations-under-section-301-of-the-trade-act-of-1974-of-the-acts-policies-and-practices-of-60-economies-related-to-the-failure-of-each-economy-to-impose-and/>

² <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/fact-sheets/2026/july/fact-sheet-ustr-section-301-action-response-failure-60-economies-ban-imports-produced-forced-labor>

³ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/07/further-strengthening-actions-taken-to-adjust-imports-of-aluminum-into-the-united-states/>

【通商法第 301 条追加関税措置の概要】

- 対象国・地域: 日本、欧州、中国など、通商法第 301 条に基づく調査対象の 60 カ国・地域
- 追加税率: 国・地域により 10%または 12.5%。MFN 税率が 12.5%以下の日本産品には 12.5%を適用
- 発動時期: 2026 年 7 月 24 日午前 0 時(米国東部時間)

【国・地域別の関税率】

- 10%の追加関税:** アルゼンチン、バングラデシュ、カンボジア、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、メキシコ、パキスタン、スリランカ、英国、トリニダード・トバゴの産品
- MFN 関税と合計して 10%となる追加関税⁴:** EU および台湾の産品
- MFN 関税と合計して 12.5%となる追加関税⁵:** 日本、韓国およびスイスの産品
- 12.5%の追加関税:** 上記以外の調査対象国・地域⁶の産品

【通商法第 301 条追加関税の対象外品目】

今回発表された通商法第 301 条の追加関税が賦課されない主要品目の概要は以下のとおりです。実際の追加関税の適用有無は、貿易品の関税分類(HTS コード)および原産国その他の要件に基づき、米国税関の HTS 表および関連する注の規定に従って判断する必要があります。

- 民間航空機関連品目
軍用機以外の航空機、そのエンジン、部品、構成品および部分組立品、地上飛行シミュレーターならびにその部品・構成品等
- 医薬品関連品目
医薬品用途に供される化学品、医薬品等。加えて、特許医薬品(通商法 233 条に基づく追加関税対象品)
- 金属、自動車、木材、半導体等の指定品目
アルミニウム・鉄鋼・銅およびそれらの派生品、乗用車・小型トラック・中大型車・バス等ならびにそれらの部品、木材製品、半導体等
- 人道支援目的の寄付物資
人的苦痛の軽減を目的として寄付される食料、衣類、医薬品等
- 情報資料
出版物、映画、ポスター、写真、録音物、CD、CD-ROM、美術品、ニュース配信素材等
- その他の指定品目
一部の農畜産品、野菜・果実、香辛料、穀物・播種用種子、鉱物・エネルギー資源、化学品・肥料、天然ゴム、木材・合板、貴金属・非鉄金属、コンピューターその他の電子機器、宗教用途の食品・精油、アサイー、ココナッツウォーター等
- カナダ・メキシコ産品
米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の要件を満たし、同協定に基づき無税で輸入される産品
- 中米 6 カ国の繊維・アパレル製品
ドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定(DR-CAFTA)の要件を満たして無税で輸入される繊維・アパレル製品

4 MFN 関税率が 10%未満の場合は合計 10%となる Section 301 追加関税を課し、MFN 税率が 10%以上の場合は追加関税賦課なし

5 MFN 関税率が 12.5%未満の場合は合計 12.5%となる Section 301 追加関税を課し、MFN 税率が 12.5%以上の場合は追加関税賦課なし

6 アルジェリア、アンゴラ、オーストラリア、バハマ、バーレーン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エジプト、ガイアナ、香港、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、リビア、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム

また、通商法第 301 条追加関税対象の除外は、上記品目以外にも、一定の国・地域の産品が個別に設定されています。

【関税割当 (Tariff Rate Quota: TRQ)】

バングラデシュ、カンボジア、インドネシアおよびマレーシア産の特定繊維・アパレル製品について、強制労働による原材料の供給依存を減らし、米国産繊維製品または米国産綿花の当該国への輸入を促進するため、米国産繊維製品や綿花の輸入実績に基づき、一定数量の特定繊維・アパレル製品を通商法第 301 条の追加関税なしで米国に輸入できる関税割当を 3 年間の適用期間として設定することが想定されています。関税割当が設定されるまでの間、対象となる特定繊維・アパレル製品には通商法第 301 条追加関税として 10%の関税が適用されます。

【今後の変更の可能性】

米国通商代表部 (USTR) は、通商法第 307 条の強制労働品の輸入禁止措置等に基づき、必要に応じ大統領の指示に従い、前述の国別・地域別の関税、それらの除外措置、または関税割当制度を修正または終了できることとされています。新たな関税の賦課状況および今後の動向を引き続き注視していくことが重要です。

Let's talk

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社は、関税コストシミュレーションのほか関税最適化に向けた支援を行っています。通商法第 301 条に基づく追加関税とその他関税の区分けや関税コスト算出も可能です。より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー
オルソン ロバート

パートナー
芦野 大

ディレクター
濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.